



発行：厚木市 市民健康部 市民課
編集・制作：株式会社リンク
令和2年4月作成

ご遺族の方へ

厚木市

はじめに

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。
厚木市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の
手続きについて、パンフレットを作成いたしました。
ご不明な点がありましたら、冊子内に記載されている各担当窓口
までお問い合わせください。

◆◆◆◆ 「ご遺族サポートコーナー」のご案内 ◆◆◆◆

ご遺族がお亡くなりになった方に関係する市役所での手続きについて、申請等の支援を行う「ご遺族サポートコーナー」(令和2年5月1日開設)もございますので、お手続き等に不安のある方はご利用ください。ご利用時間は平日9時から16時までの完全予約制となります。お電話にてお問い合わせください。

電話：046-225-2115 (直通)

問い合わせが混み合い、つながりにくい場合がございます。ご容赦ください。

住民登録

● 住民基本台帳カード、印鑑登録カード、個人番号通知カード、マイナンバーカードをお持ちの場合

カードを窓口で返還してください。(登録は自動的に廃止されます)相続等の手続きの際に個人番号が必要な場合があります。一定期間保管の上、破棄していただくか、担当課にて返納も可能です。

● 世帯主の変更

住民票の世帯主の方が亡くなられた場合、同世帯の方を新世帯主といたします。
例)配偶者、配偶者が同世帯にいない場合は子等
任意の方を新世帯主に指定する場合は、市民課の窓口で別途世帯主の変更手続きが必要です。手続きの詳細につきましては、市民課までお問い合わせください。

問い合わせ先 市民課 046-225-2110 本庁舎1階①番

厚木市は、限りある地球環境の保護に積極的に取り組んでいます。この印刷物は環境保護印刷推進協議会(E3PA)の認証を受け、グリーンプリンティング認定工場で作成しました。



チェックシート

故人について当てはまるものに✓点をつけてください。
「はい」に✓がついた項目は、該当ページにてご確認をお願いします。

年金	国民年金加入者・受給者ですか? <small>※いいえの場合、10ページの市役所以外での手続きをご覧ください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	P.3	
	健康保険	国民健康保険に加入していますか? 75歳以上の方ですか?		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	介護保険	65歳以上の方ですか? 40～64歳で要介護認定を受けている方ですか?		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
手帳等	障害者手帳(身体・療育・精神)、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、心身障害者医療費助成の医療証を交付されていますか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	P.4	
	子ども医療費助成の医療証をお持ちですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	児童手当を受けているご家庭ですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	ひとり親家庭等医療証及び養育医療証をお持ちですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	母子・父子各種手当制度を受けている又は交付を受けることを希望される方ですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	特別児童扶養手当を受けているご家庭ですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	市内の小・中学校へ通っている方はいますか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	認可保育所・私設保育施設等を利用していますか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
認定こども園・給付型幼稚園を利用していますか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ			
税金	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	P.5	
	市・県民税の課税の手続きが必要ですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	市税の口座振替を利用していましたか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
その他	犬を飼っていますか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	P.6	
	トイレはくみ取り式ですか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	市営住宅に住んでいますか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	森林を相続しましたか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
	農地を相続しましたか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		

1. 年金

加入、受給状況により異なりますので、年金手帳、年金証書をご用意の上お問い合わせください。

問い合わせ先 国保年金課 046-225-2121 本庁舎 1階②番

2. 健康保険

● 国民健康保険に加入の方

国民健康保険被保険者証の返還が必要です。加入者の葬儀費用を負担された方の申請により葬祭費5万円が支給されます。印鑑(葬儀費用負担者:朱肉を使うもの)、葬儀費用の領収書又は会葬礼状等。振込先の分かるものをお持ちになり窓口までお越しください。

問い合わせ先 国保年金課 046-225-2120 本庁舎 1階②番

● 後期高齢者医療制度に加入の方(75歳以上の方)

後期高齢者医療被保険者証の返還が必要です。加入者の葬儀を行った方(喪主)の申請により葬祭費5万円が支給されます。印鑑(喪主:朱肉を使うもの)、葬儀費用の領収書又は会葬礼状等。振込先の分かるものをお持ちになり窓口までお越しください。

問い合わせ先 国保年金課 046-225-2223 本庁舎 2階⑨番

3. 介護保険

介護保険被保険者証等の返還が必要です。また、口座変更が必要な場合もありますので、ご家族の方の印鑑や振込先口座の分かるものをお持ちになり手続きをしてください。

問い合わせ先 介護福祉課 046-225-2393 本庁舎 2階⑩番

4. 手帳等

● 障害者手帳(身体・療育・精神)、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証

各種障害者手帳、印鑑、死亡に伴い本人口座が停止されている方はご家族等の預金通帳、受給者証など(お持ちの方のみ)をお持ちになり手続きをしてください。

● 心身障害者医療費助成の医療証

医療証をお持ちになり、手続きをしてください。

問い合わせ先 障がい福祉課 046-225-2221 第二庁舎 1階

5. 子育て

● 子ども医療費助成の医療証

お子様、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。

● 児童手当

児童手当の手続きが必要です。

※受給者の方が亡くなった場合は、亡くなった日の翌日から15日以内に手続きをしてください。

● ひとり親家庭等医療証及び養育医療証

医療証をお持ちになり、本庁舎2階⑧番子育て給付課でご相談ください。

● 母子・父子各種手当制度 ● 特別児童扶養手当

本庁舎2階⑧番子育て給付課でご相談ください。

問い合わせ先 子育て給付課 046-225-2230 本庁舎 2階⑧番

● 市内の小・中学校へ通っている方

児童・生徒、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。

問い合わせ先 学務課 046-225-2650 第二庁舎 4階
学校給食課 046-225-2683 第二庁舎 5階

● 認可保育所・私設保育施設等を利用している方

児童、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 保育課 046-225-2231 第二庁舎 3階

● 認定こども園・給付型幼稚園を利用している方

児童、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 こども育成課 046-225-2262 第二庁舎 3階

6. 税 金

● 固定資産税の課税の手続き

固定資産税は1月1日現在の所有者に課税しております。所有者(納税義務者)が亡くなられた場合は、相続人の方が納税義務を承継しますので、納税通知書等を受領される代表者を指定していただくため、『相続人代表者指定届』の提出をお願いします。なお、『相続人代表者指定届』は資産税課又は市民税課のどちらか一方に提出してください。また、登記をされていない建物を相続した場合は、『未登記家屋所有者変更届』の提出をお願いします。

問い合わせ先 資産税課 046-225-2031 本庁舎 2階⑦番

● 市・県民税の課税の手続き

市・県民税は、毎年1月1日現在市内に居住している方に対して、前年の所得に応じて翌年度に課税されます。したがって、1月2日以降に亡くなられた方でも、前年の所得に応じて、市・県民税の納付や返還が生じます。この場合、相続人の方に納税義務等が承継されますので、納税通知書等を受領される代表者を指定していただく『相続人代表者指定届』の提出をお願いします。なお、『相続人代表者指定届』は資産税課又は市民税課のどちらか一方に提出してください。

問い合わせ先 市民税課 046-225-2010 本庁舎 2階⑤番

● 軽自動車・原動機付自転車を所有している

○軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、軽二輪車、小型特殊自動車などを所有している方に課税されます。所有者の方が亡くなられた場合は、廃車や名義変更の手続きをしてください。

○原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車(農耕作業車、フォークリフトなど)は、市役所で手続きができますので、次のものをお持ちください。

- ・ 廃 車 — 標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑(相続人)
相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・ 名義変更 — 標識交付証明書、印鑑(相続人及び新所有者)
相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)

○その他の軽自動車等の手続きについては、市役所で手続きができませんので、次の機関へお問合せください。

- ・ 三輪、四輪の軽自動車 ⇒ 軽自動車検査協会(神奈川県事務所相模支所) TEL(050)3816-3120
- ・ 125ccを超えるバイク ⇒ 相模自動車検査登録事務所 TEL(050)5540-2037

問い合わせ先 市民税課 046-225-2012 本庁舎 2階⑤番

口座名義人が亡くなられた場合は、口座振替ができませんので収納課へお問い合わせください。

問い合わせ先 収納課 046-225-2020 本庁舎 2階⑥番

7. その他

● 犬を飼っている

第二庁舎7階生活環境課までご連絡ください。

● くみ取式のトイレ

第二庁舎7階生活環境課までご連絡ください。

問い合わせ先 生活環境課 046-225-2750 第二庁舎 7階

● 市営住宅に住んでいる

手続きによって異なりますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 住宅課 046-225-2346 第二庁舎 12階

● 森林相続

第二庁舎8階農業政策課までご連絡ください。

問い合わせ先 農業政策課 046-225-2351 第二庁舎 8階

● 農地相続

相続手続き完了後、農業委員会まで、届出書を提出してください。

問い合わせ先 農業委員会 046-225-2480 第二庁舎 15階

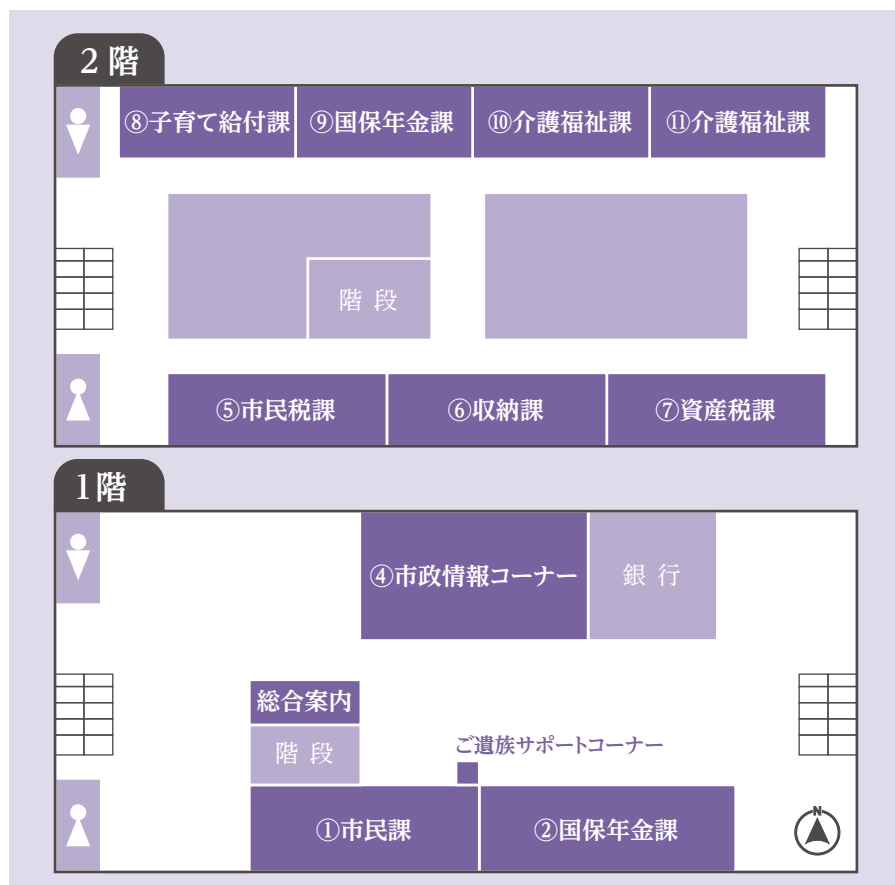
● 各種証明書の発行

お亡くなりになられた方の相続等の手続きに伴い、各種証明書(住民票の除票や戸籍謄本等)が必要な方はお近くの地区市民センターや市役所連絡所でも交付しています。

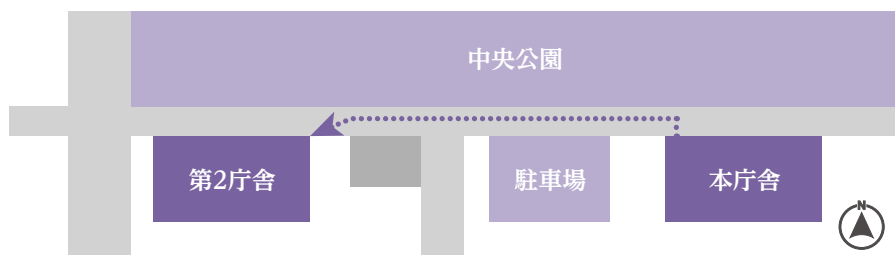
※市外に本籍地がある方は本籍地の市区町村にお問い合わせください。

本厚木駅連絡所、愛甲石田駅連絡所及び各地区市民センター(厚木北・厚木南・愛甲を除く)では、祝日、振替休日及び年末年始(12/29~1/3)を除き、土曜日及び日曜日でも証明書発行業務を行っておりますので、ぜひご利用ください。

本庁舎案内図



第二庁舎地図



第二庁舎事務室

西側	階数	東側
会議室	16	—
農業委員会事務局	15	河川ふれあい課 公園緑地課
市街地整備課 まちづくり推進課	14	下水道総務課 下水道施設課
開発審査課 監査事務局	13	建築指導課 まちづくり指導課
都市計画課 市民課(社会保障・税番号制度担当)	12	建築課 住宅課【市営住宅】
道路整備課	11	会議室
道路管理課(国道道調整担当) 道路維持課	10	道路管理課
—	9	教育研究所
観光振興課 農業政策課	8	産業振興課 商業にぎわい課 公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
家庭相談課	7	環境政策課 生活環境課【犬の登録、し尿】
青少年教育相談センター	6	青少年教育相談センター
学校施設課 文化財保護課	5	教育総務課 学校給食課【学校給食】
教育指導課 教職員課 学務課【小・中学校】	4	社会教育課 スポーツ推進課
市民協働推進課 交通安全課 セーフコミュニティくらし安全課	3	こども育成課【幼稚園、放課後児童クラブ】 保育課【保育所】
会議室	2	生活福祉課【生活保護】
福祉総務課(自立支援担当) (福祉政策係 地域包括ケア推進担当)	1	障がい福祉課【障害者手帳】

窓口の受付時間

	平日	土曜日	日曜日
市民課窓口(本庁舎1階) 戸籍届出(出生・死亡・婚姻・離婚等)は 市民課窓口の開庁時間外も 本庁舎地下1階当直室において 受け付けています。	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 12時	—
本厚木駅連絡所・愛甲石田駅連絡所 土日及び 平日夜間(17時15分～19時30分)における 税証明の交付は、 市民税課(046-225-2012)への 電話予約が必要です。	8時30分～ 19時30分	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 17時15分
各地区市民センター (厚木北・厚木南・愛甲を除く) 土日における税証明の交付には、 市民税課(046-225-2012)への 電話予約が必要です。	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 17時15分
厚木北・厚木南・愛甲地区市民センター 上荻野連絡所・保健福祉センター連絡所	8時30分～ 17時15分	—	—

※祝日、振替休日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

市役所以外での手続きのチェックリスト

チェック	項目	手続き場所
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告	故人の住所地の税務署
<input checked="" type="checkbox"/>	公共料金の名義の変更	最寄りの営業所(電気等)
<input checked="" type="checkbox"/>	固定電話の名義変更	NTT等 契約電話会社
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険の請求	生命保険会社
<input checked="" type="checkbox"/>	銀行口座の解約	銀行
<input checked="" type="checkbox"/>	土地建物の名義変更	法務局
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの退会	クレジット会社
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話の解約	携帯電話会社
<input checked="" type="checkbox"/>	相続・相続放棄の手続き	故人の住所地の家庭裁判所

市役所以外での手続きについて

下水道料金	県営水道使用者は下記へご連絡ください。 神奈川県企業庁厚木水道営業所 代表 TEL 046-224-1111 ただし地下水のみを使用されている方の手続きは 第二庁舎14階下水道総務課となります。 下水道総務課 TEL 046-225-2361
在留カード	東京入国管理局横浜支局川崎出張所 TEL 044-965-0012 死亡日から14日以内に入国管理局へ在留カードの返納が必要です。 また、遺族の方の在留資格によっては、入国管理局へ届出が必要な 場合があります。
土地・家屋の 相続登記	横浜地方法務局厚木支局 TEL 046-224-3163 土地・家屋の相続登記、法定相続情報証明制度については、法務局へご相談ください。
厚生年金 共済年金	加入中の場合は、会社等の年金担当の方にお問い合わせください。 年金受給中の場合は、日本年金機構ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 へお問い合わせください。

代理人の方が手続きを行う場合には 委任状が必要です

記入例

委 任 状

請求者(委任者)

住 所 厚木市中町3丁目17番17号

氏 名 厚木 太郎 厚木 (自署又は
記名押印)

生年月日 明・大・昭・平 30年 2月 1日

電話番号 046-XXXX-XXXX ←

私は、下記の者を代理人と定めて、次の権限の一切を委任いたします。

委任事項(委任する事項を具体的に記入して)

- ・ 住民票の写しの交付申請
- ・
- ・

委任状作成日 令和 ○年 ×月 □日 ←

代理人(窓口に来る方)

代理人の住所 厚木市下古沢 548 番地

氏 名 小 鮎 花 子

(代理人の御本人確認をいたしますので、運転免許証、マイナンバーカード、
パスポート、健康保健証等をお持ちください。)

厚木市長 あて

委任状には有効期限がありますので、
ご注意ください。

必ず日中連絡が取れる番号を記入してください。

※委任状は必ず請求者(委任者)御本人がすべての項目を記入・押印してください。

